2022年11月議会　個人質問　日本共産党岡山市議団　竹永光恵

１　岡山市における被虐待児童死亡事例検証報告書を受けて

（１）検証報告書の扱いについて

2022年1月に死亡が確認された岡山市での被虐待児死亡事例について、7回にわたって検証会議が開かれ、再発防止に向けて 10 月に検証報告書としてまとめられています。検証の目的はもう二度と被害者をうまないことです。

2019年、議員発議で「岡山市子どもを虐待から守る条例」をつくりました。その時も、虐待の被害に遭って命を落とすことがないように議会も職員も市民もみんなが取り組むようにとの理念で作りました。

しかし今回の検証報告は、子ども・文教委員会として議論もされていないと聞いています。その理念が生かされていない気がします。

質問ア　事件発覚当初、こども総合相談所長は、市の対応に問題なかったとの見解を示されていましたが、報告書を受けて、見解は変わらないのでしょうか。まず報告書に対してのご所見をお示しください。

質問イ　市民、議会、職員に条例の理念に沿ってこの報告書をそれぞれ徹底し連携することが望まれます。ご所見をお聞かせください。

（２）他市からの転入、他区への引っ越し時の情報共有について

質問ア　本児家族は2018年12月に他県他市から転入しています。他市では虐待認定されており、保護者支援の観点から医療機関からサービスを受けていましたが、全くその情報が転入時には岡山市に伝わっていません。岡山市につながったのは翌年の3月に地域こども相談センター(地こ相)に虐待の通告があってからです。その時に、全く情報がない中でアセスメントしたと報告書には記述があります。虐待認定されている家庭が転入してくるときの仕組みはどうなのか、具体的にお示しください。

質問イ　その時に支援レベル1と判断した根拠と理由をお示しください。

（３）母親と加害男性の関係性に対するDV被害の分析について

令和元年5月に地こ相の支援検討会議で、きょうだいはDV・心理的虐待の目撃が確認され支援レベル2､本児は身体的虐待で支援レベル2と判定を見直しています。市が作った支援レベル基準の共通アセスメントツールによると、要支援レベル2で「子どもの目の前でDVや自傷行為を行っているが頻回ではない」とあり、具体例として数か月に1回のDVがあげられています。

質問ア　頻回ではないとか数か月に1度という感覚は、DV法に基づくDVは犯罪ですという見解からすると軽い判断なのではないか。

質問イ　なぜそのことが確認された時に、女性相談機関につなぎ、母親のアセスメントやカウンセリングにつなげようとしなかったのでしょうか。

質問ウ　この報告書でも DV 被害と加害男性のことは分析されていません。目黒区の事件からその関連性や分析が重要視されているのに、基準に反映されていないのはなぜか。

質問エ　今後、DVと虐待を一体のものとして対応する支援システムの整備が求められます。いかがお考えか。

（４）支援レベルの判断基準について

他市から転入し、虐待の通告があってから1ヵ月は地こ相が担当し、支援レベル１の判定をしています。支援レベル１は虐待、ネグレクトの恐れがあるという判断です。

その後、岡山市こども総合相談所（市児相）のほうへ、本児が家に出入りしている男性から叩かれているという通告があり、市児相が地こ相や関係機関にヒアリングし、本児や母親に面会した情報を地こ相に提供し、その後地こ相の支援検討会議で支援レベル２と判定を変えています。

質問ア　市児相で情報収集や面談したことも踏まえて、地こ相と一緒に判定することはできなかったのか、判定を地こ相か市児相かでの役割分担や判断基準はあっ

たのか。

質問イ　警察からの通報で、交際男性からの暴力の事実もつかんでいたのに判定を変えなかったのはなぜか。

質問ウ　交際相手を保護者として指導の対象にという考えはなかったのか。

（５）一時保護所の機能不全状態について

質問ア　2020年に9月に交際男性が本児を墓地に立たせて叱責し、警察から市児相に通告があったとのことです。その時警察から、「裸で墓地に立たせていること自体、交際男性が異常なこと」や「男からの報復があるかもしれない」という指摘があったにもかかわらず、本児のみ一時保護で、兄弟は一時保護しませんでした。報告書には、市児相が、「一時保護所は常に多くの被虐待児が入所する中、限られた職員で対応するので入所児童に対してもストレスがかかる環境である」との理由だとの記述があります。虐待のリスクがあり警察からも帰らないほうがいいと言われている家庭より、一時保護所のほうが劣悪な環境なのですか、一時保護所が機能不全になっているのではないか、そう判断した根拠と理由をお示しください。

質問イ　その2週間後、本児も一時保護を解除し家に帰っています。一時保護所の専門職の方々が保護されている児童に丁寧に接し、新たにつかんだ児童の家庭の情報などが市児相の職員と共有できる仕組みがあるのでしょうか、そういうことを行ったうえで解除という判断をするのでしょうか。

質問ウ　報告書にあるように、複雑多様な児童を多く預かる一時保護所の抜本的人員体制の拡充が求められます。正規の専門職が少ないことや経験のある職員が少ないこと、再任用の方に経験の判断がゆだねられていること、夜はアルバイトだけになるなど問題が多々あると感じます。正規の専門職を増やすこと、夜の体制も拡充すること、経験豊富なスーパーバイズできる人を採用することなどが必要です。お考えをお聞かせください。

（６）岡山市こどもを虐待から守る条例を基本にした今後の対応について

質問ア　市児相と地こ相の情報交換や連携に、はっきりしたルールが無かったといわれています。役割分担や連携など見直しが必要と思われます。お考えをお聞かせください。

質問イ　令和４年の児童福祉法改正により、子どもの意見聴収の仕組みの整備について、一層関係者との連携が求められることとなりました。現在、どういう仕組みになっていますか。またこの報告書を受けて再考することはあるのでしょうか。

質問ウ　報告書では、市児相のスーパーバイザーの配置が具体的に明記されています。政令市になり市児相を立ち上げた時、県の児相から職員派遣がありました。もう一度、経験豊富な県の職員を、スーパーバイザーの相談役や育成役として派遣してもらってはどうですか。

質問エ　条例の第７条では、関係機関等の責務で互いに連携し、虐待の未然防止早期発見に努めるとしています。今回のケースも、福祉事務所では母親の背景を把握していたが、その情報共有が不十分だったのではないでしょうか。この条例に照らして何をどう改善すると防げますか。

質問オ　この条例は、市の責務、市民の責務、保護者の責務、関係機関等の責務をきっちり謳っているものの、具体的推進のための数値目標や進捗状況を確認する機関もありません。協議会の設置が必要だと考えます。お考えをお聞かせください。

２　統一協会と政治とのかかわりの危険性について　その２

前回に引き続き、この問題を取り上げます。市長も当局も、統一協会主催の行事を後援したことや参加したことはお認めになり、以後気を付けるとのことでした。

市の後援要綱では行事を開催後の後援は取り消せないこととなっているとのことでした。

そこで伺います。

（１）後援の取り消しについて

２世問題や養子縁組問題など、反社会的な教団の実態が次々に明らかになっています。また国も法制定へ動き始めています。今後、市が後援をしたこと自体が汚点となると考えます。

特例的なことをしてでも、後援を遡って取り消すべきではないでしょうか。

（２）統一協会についての見解について

統一協会は「反社会的なカルト集団」です。その根拠は、①伝道と教化活動が違法である、②献金や物品購入の勧誘行為が違法、③合同結婚式の勧誘が違法だとの判決を受けていることです。

質問ア　市民へのこれ以上の被害を防ぐためにも市としてこの認識に立っていただきたいがいかがか。

（３）２世問題について

２世問題がクローズアップされています。

親が多大な献金と経済活動や協会の活動に忙殺されているもとで、子どもたちは育児放棄・ネグレクト状態におかれているのではないか、また年ごろの2世には恋愛の自由もなく、心理的な障害が深刻になっているのではないかと危惧されています。

質問ア　2 世の方が相談できるところにアクセスしやすくするために、市が支援団体のサポートをはじめ情報を広報していただきたいが、いかがか。

質問イ　宗教がらみであってもなくても、虐待やネグレクトはあってはいけない問題です。児童相談所だけでなくて教育機関の中で、2 世の兆候に気づける周知が

必要です。教育現場で統一協会の問題をきちんと周知し、子どもの困り感をつかむ必要があると考えます。ご所見をおきかせください。

質問ウ　2世の周囲の人が異常に気付いた時、市児相、地こ相など市民からも通報、対応できるようにネットワークづくりが必要です。いかがお考えでしょうか。

（４）政治とのかかわりについて

先日の共同通信社の調査によると、全国の統一協会とかかわっている県議のうち8割が自民党とのことでした。

統一協会の地方政治への介入は1999年以降、男女共同参画社会基本法が成立したころから、性教育へのバックラッシュやLGBTQへの非難などが始まったとされています。そして、各県へ家庭教育支援条例を作ることを推奨し、「愛情による絆で結ばれた家族」「男女の組み合わせで結婚し子どもをつくることがあるべき将来像」という教団の考え方を入れようという動きで作られています。

質問ア　市としてもこういう経過と統一協会の関連性をどう認識しているのでしょうか。

先日の共同通信の記事では、岡山県をはじめ各県の家庭教育応援条例成立の背後で統一協会が自民党議員らに働きかけていたとのことです。岡山市議会でも何人かの議員が協会との癒着があると報道されています。先日もある勉強会で「いらないよ！家庭教育応援条例」の活動をされている方が、この際、議員は協会との癒着をきっぱり断って、議員一人一人の態度が政治のゆがみを進めていることを反省してほしいと言われています。議員が広告塔になることで、新たな被害者が生まれるという自覚をもって、この際きっちり関係を断ちそのことを表明していただきたいとの願いを表明し、質問を終わります。